

# 令和8年度異業種連携による共創プロジェクト創出支援業務 委託仕様書

本仕様書は公募段階のものであり、仕様書の詳細については、採用された企画提案に基づき、  
県と受託者が協議の上で決定する。

## 1. 業務の名称

令和8年度異業種連携による共創プロジェクト創出支援業務  
(地域活性化雇用創造プロジェクト事業(厚生労働省所管))

## 2. 業務の目的

「異業種連携による共創プロジェクト創出支援業務 企画提案募集要領」に記載のとおり

## 3. 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月12日(金)まで

## 4. 具体的な業務内容及び提案を求める事項

### (1) 概要

異業種連携を促進するため、各種イベントを効果的に組み合わせ、これを起点にマッチング支援及びその後のフォローアップ支援を実施し、共創プロジェクトの形成を図る。

受託者は、プロポーザル時の企画提案書及び県との打合せを踏まえ、本業務を実施するものとする。なお、本事業の実施にあたっては、必要な打合せ及び相談を行い、仕様書に記載のない事項及び内容の詳細については、県と協議の上で決定する。

### (2) 実施内容(想定)

#### I マッチング機会の創出

本業務においては、多様な主体間の連携機会を効果的に創出するため、各種イベントを実施し、相互理解を促進するとともに、新たな取組の創出や、大学等の研究成果を起点としたスタートアップ創出を含む、多様なビジネスの創出につなげる。

#### ① 異業種連携に向けた機運醸成イベントの実施

- ・新たな取組に関心を有する企業、大学、研究機関等の参画を促進し、異業種連携への関心及び意欲の喚起を図ること。
- ・参加者同士の交流を通じて相互理解を深め、今後の連携や共創の可能性を高めること。

#### ② 展示会を活用したイベントの実施

- ・「ぐんま Tech EXPO」における企画枠(約60分)を活用し、異業種連携や新たな連携先の発掘につながるイベントを実施すること。
- ・参加者間の交流及びマッチング機会を創出し、販路拡大や新たなビジネス機会の創出を図ること。

### ③ イノベーション創出に向けたイベントの実施

- ・企業、大学、研究機関等が自らの技術、サービス、課題等を発信する機会を設け、相互理解を促進する。
- ・投資家、金融機関、事業会社等との接点を創出し、事業化や成長に向けた資金調達機会の創出を図ること。

## II マッチング及び共創に向けた取組

イベント等を通じて生まれたつながりを具体的な共創プロジェクトの形成につなげるため、以下の取組を一体的に実施すること。

### ① マッチングに向けた準備

- ・参加主体の状況や関心を把握し、適切な連携につながるよう事前調整を行う。

### ② マッチング及びフォローアップ

- ・連携可能性のある主体同士のマッチングを実施する。
- ・マッチング後の関係構築や検討の進展など、共創プロジェクトの具体化に向けたフォローを行う。

### ③ 支援対象企業の確保

- ・共創プロジェクト形成に向け、支援対象となる企業を12社以上確保すること。

## 5. 留意事項

### (1) 事業遂行にかかる関係者との調整

事業を行うにあたり、関係者との調整については、受託者の責任において円滑かつ効果的に実施すること。

### (2) 著作権について

本業務により制作された成果物に係る全ての権利は、群馬県に帰属するものとする。

### (3) 法令の遵守について

本業務の実施に当たっては、各種関係法令・条例等を遵守すること。

### (4) 情報の取り扱いについて

本業務の遂行にあたり知り得た行政情報及び企業・個人情報等については、何事があっても他者に提供してはならない。

また、個人情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティポリシー及び情報管理体制を講ずること。

なお、情報セキュリティインシデントが発生または発生のおそれがある場合、速やかに委託者へ連絡をすること。

## 6. 業務完了報告書の提出について

業務完了後、速やかに以下の事項を記載した業務完了報告書をデータで提出すること。

○業務完了年月日

○本業務における実施内容及び成果

○その他（本業務に関連するもので、県が指定するもの）

## 7. その他

- (1) 業務の進捗状況について中間報告を求めることがある。
- (2) 仕様書に記載のない事項については、その都度、県と協議して決定する。
- (3) 本業務の執行段階において、両者協議の上、仕様書の内容を変更することができる。
- (4) 本事業に関する所有権や著作権は、原則として県に帰属することとし、県は事前の連絡無く加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等については受託者に留保するものとする。
- (5) 本委託業務は、国の交付金を活用して実施する。受託事業者は、法令、国・県の会計・財務規定等に従った事務処理を行い、以下について留意すること。
  - ア 受託事業者は、本業務実施に関する総勘定元帳、現金出納簿等の会計関係帳簿類及び証拠書類を整備し、業務終了後5年間は保管しておかなければならない。
  - イ 本業務は県の監査対象であるほか、会計検査院による会計実地検査の対象となる。